○上峰町生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱

平成24年4月25日

告示第14号

改正　平成24年10月31日告示第20号

令和元年6月26日告示第4号

令和6年2月16日告示第6号

（趣旨）

第1条　この要綱は、一般家庭から排出されるごみの分別意識の向上と生ごみ減量化の推進を図るため、生ごみ処理機器（以下「処理機器」という。）の購入者に対して、生ごみ処理機器購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、上峰町補助金等交付規則（昭和57年規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の要件）

第2条　補助金の交付を受けることができる者は、上峰町の住民基本台帳に登録され、現に生活の本拠を町内に有する者のうち、補助金の当該交付年度に処理機器を購入した者で、かつ、町税を滞納していない者とする。

2　補助対象基数は、1回の申請につき1基とする。ただし、1世帯につき1回に限るものとする。

（補助金の額等）

第3条　補助金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。ただし、補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(1)　生ごみコンポスト化容器　　購入した処理機器の価格（消費税相当額を含む。以下「購入価格」という。）の2分の1に相当する額とし、2,000円を限度とする。

(2)　電動生ごみ処理機　　購入価格の2分の1に相当する額とし、20,000円を限度とする。

（補助金の交付申請及び申請の期限）

第4条　補助金の交付を受けようとする者は、上峰町生ごみ処理機器購入費補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付して町長に提出しなければならない。

2　前項の規定による補助金の交付申請は、購入した日の属する月の翌月末日までに申請しなければならない。

3　町長は、前2項により持参された書類を先着順に受け付け、補助金の申請額が予算金額に達する日をもって受付を停止する。

（補助金の交付決定及び通知等）

第5条　町長は、前条の規定により申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、上峰町生ごみ処理機器購入費補助金交付決定及び額の確定（不交付決定）通知書（様式第3号）により申請者に対しその旨を通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第6条　前条の通知を受け、補助金を請求しようとする者は、上峰町生ごみ処理機器購入費補助金交付請求書（様式第4号）に振込先金融機関の口座通帳の写しを添えて町長に提出しなければならない。

2　前項による請求は、当該交付年度の3月31日（ただし、3月31日が土曜日又は日曜日で閉庁日であるときは、当該閉庁日直近の金曜日）までに行わなければならない。

（使用上の義務）

第7条　補助金の交付を受けた者は、原則として5年間処理機器を使用しなければならない。

（譲渡の制限）

第8条　補助金の交付を受けた者は、当該補助に係る処理機器を他に譲渡し、又は処分してはならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

（協力義務）

第9条　補助金の交付を受けた者は、処理機器を有効に活用し、生ごみ排出の減量化に最大限協力するものとする。

（補則）

第10条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　　則

（施行期日等）

第1条　この要綱は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

（補則）

第2条　町長は、この要綱の施行後3年ごとに、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　　則（平成24年10月31日告示第20号）

（施行期日）

第1条　この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

（経過措置）

第2条　この要綱の施行日前になされた補助金交付申請については、改正後の第2条及び第4条から第7条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　　則（令和元年6月26日告示第4号）

この要綱は、公布の日から施行する。

　　　附　　則

この要綱は、公布の日から施行し、この要綱の施行以前になされた補助金交付申請については、従前の例による。

様式第1号（第4条関係）

年　　月　　日

上　峰　町　長　　様

申請者　住　所　上峰町大字

　　　　氏　名

　　　　電　話

上峰町生ごみ処理機購入費補助金交付申請書

　　　年度上峰町生ごみ処理機購入費補助金の交付を受けたいので、上峰町生ごみ処理機購入費補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 機器の種類 | メーカー | 機器名 | 基数 | 購入代金 |
| 生ごみコンポスト化容器・電動生ごみ処理機 |  |  | 基 | 円 |

補助金申請額　　　　　　　　　　　　円

添付書類　　　　領収書の写し

　　　　　　　　　町税と納付状況閲覧承諾書(様式第2号)

備考

(1)　生ごみコンポスト化容器に係る補助金額は、1基当たり購入代金の２分の1の額とし、2,000円を限度とする。ただし、100円未満は、切り捨てるものとする。

(2)　電動生ごみ処理機に係る補助金額は、1基当たり購入代金の２分の1の額とし、2,000円を限度とする。ただし、100円未満は、切り捨てるものとする。

様式第2号（第４条関係）

年　　月　　日

上　峰　町　長　　様

申請者　住　所　上峰町大字

　　　氏　名

徴税等納付状況閲覧承諾書

　上峰町生ごみ処理機器購入費補助金の交付申請に当たり、上峰町生ごみ処理機器購入費補助金交付要網第２条第１項の規定に基づく交付要件に適合するか否かの確認のため、私及び私の属する世帯の者が上峰町に納付すべき税等の納付状況を閲覧されることを承諾します。

様式第3号（第5条関係）

上環第　　　号

年　　月　　日

　　様

上峰町生ごみ処理機購入費補助金交付決定

及び額の確定（不交付決定）通知書

　　　年　　月　　日付けでなされた上峰町生ごみ処理機購入費補助金交付申請については、上峰町生ごみ処理機購入費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　交付決定内容

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 機器の種類 | メーカー | 機器名 | 基数 | 購入代金 | 補助金の額 |
| 生ごみコンポスト化容器・電動生ごみ処理機 |  |  | 基 |  | 円 |

交付決定額　　　　　　　　　　　　円

２　不交付

 　交付しない理由

備考

(1)　生ごみコンポスト化容器に係る補助金額は、1基当たり購入代金の２分の1の額とし、2,000円を限度とする。ただし、100円未満は、切り捨てるものとする。

(2)　電動生ごみ処理機に係る補助金額は、1基当たり購入代金の２分の1の額とし、20,000円を限度とする。ただし、100円未満は、切り捨てるものとする。

様式第4号（第６条関係）

年　　月　　日

上　峰　町　長　　様

申請者　住　所　上峰町大字

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

上峰町生ごみ処理機器購入費補助金交付請求書

　　　　　年　　月　　日付け第　　　号で交付決定通知があった上峰町生ごみ処理機器購入費補助金について、上峰町生ごみ処理機器購入費補助金交付要網第６条の規定により、下記のとおり請求します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 請求金額 | 金　　　　　　　　　　円 |
| 振込先金融機関 | 銀行　　　　　　　　　支店・支所農協　　　　　　　　　出張所 |
| 口座の種類 | 普通預金　　　・　　　当座預金 |
| 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  | （右詰めで記入してください） |
| （フリガナ）口座名義 |  |
|  |

添付書類　振込口座通帳写し